

2015年1月16日

大阪府教育委員会
委員長 陰山英男 様

大阪府教職員組合
中央執行委員長 一ノ瀬 英剛
臨時採用職員部部長 木寺 広美



2014年度 大阪教組臨時採用職員部要求書

大阪教組臨時採用職員部は、生活保障や待遇面等における諸課題解決にむけ、以下の点について要求いたします。貴教育委員会の誠意ある回答を求めます。

記

1. 臨時的任用職員の処遇について

- (1) 相当の経験年数を有する臨時講師について、教育職給料表2級を適用するなど、正規採用者との格差是正にとりくむこと。
- (2) 初任給の上限を撤廃し、通勤手当等三手当（通勤手当、扶養手当、住居手当）の不合理的（＝各月1日在職問題）の解消を行うこと。
特に、非常勤職員の交通費が、15年4月から「勤務実績に応じて支給される」こととなることをふまえ、月途中の任用者にも勤務実績に応じて交通費を実費支給すること。
- (3) 一年以上採用する場合、社会保険を継続させること
- (4) 「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」（文部科学省初等中等教育局長通知：14年10月10日）ならびに「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等に関する質疑応答集の送付について（事務連絡）」（総務省自治行政局公務員部公務員課：14年8月15日）にもとづき、「空白期間」に業務に従事することのないよう、適切な措置を講ずること。
- (5) 定期健康診断のあり方を改善すること。

2. 非常勤講師の処遇について

- (1) 非常勤職員の待遇等の労働条件は常勤職員と共通・密接に関連する。学校現場では非常勤講師等が確保できず、他の教職員に業務負担がかかっている状況がある。こうした状況をふまえ、報酬単価を引き下げないこと。
- (2) 休暇制度の拡充を行うこと。

(3) 授業準備・事後処理等の時間についても報酬を支給すること。

3. 雇用および勤務の決定にあたって

(1) 雇用時には、本人に労働条件明示書により労働条件を示すこと。

(2) 勤務時間等について、学校長より職場の同僚職員へ周知するよう指導すること。

(3) 長期休業中においても、授業準備や事後処理等の時間について報酬を支給すること。

(4) 時間外労働及び契約外労働の排除を徹底すること。やむを得ず、所定の勤務時間を超える勤務と勤務日の変更を行う場合は、本人の了解を得るとともに振替措置を行うなど、適切に対応するよう指導すること。

(5) 男女雇用機会均等法をふまえ、雇用期間の取り扱い等、勤務条件を公平に取り扱うこと。

(6) 産休・育休の代替の引継ぎ日の徹底をはかるとともに、病休・休職者の代替の引継ぎ日を設けること。

4. 諸手続き・周知について

(1) 健康保険証の交付を速やかに行うこと。

(2) 失業手当の給付手続きの簡素化をはかること。

5. 臨時採用職員の労働条件・教育研究活動について

(1) 差別的待遇やセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントには厳しく対処し、早期解決をはかること。

(2) 福利厚生制度を創設すること。

(3) 希望に応じて研修を受講する機会を保障するなど、臨時採用教職員のスキルアップに努めること。

以 上